

平成 27 年 2 月 12 日

金融安定理事会 御中

一般社団法人全国銀行協会

**「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」に対するコメントについて**

全国銀行協会は、金融安定理事会(FSB)が 11 月 13 日に公表した「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」に関してコメントを提出する機会が与えられたことに感謝の意を表したい。

FSB での本件の検討に当たり、別紙のコメントが作業の助けとなることを期待する。

以 上

「証券金融取引のグローバルデータ収集・集計に関する基準とプロセス」へのコメント

	質問	コメント
Q2-1.	レポ取引の定義案は、各法域間で比較可能なデータを収集するための、また、包括的かつ意味のあるグローバル集計データを作成するための、実務上の基礎となると考えるか。	データ報告者の立場として、導入当初は十分なデータ収集体制が整わない可能性を懸念。提供可能な範囲から試行期間・観察期間を設定し、その後に収集データの分析・検証及び追加議論などのステップを踏んだ実施をお願いしたい。 なお、本邦の商業銀行は顧客や自らの実需取引を主体とした取引を取り扱っており、投資銀行のようにレバレッジを効かせた投機的な取引には対応しておらず、金融危機における連関性も商業銀行業務と投資銀行業務では異なる。投機目的の取引報告の頻度を高くし、実需取引の報告頻度を減らすなどの対応についてご検討をお願いしたい。
Q2-2.	今後、レポ取引と経済的に同等な取引のリストが本報告の枠組みに加えられる可能性がある(詳細についてはセクション6を参照)。将来追加されるべき経済的に同等な取引として提案する取引は何か。そのような取引の定義を提供するとともに、当該取引を追加すべき根拠を説明してください。	途上国にはレポ取引と経済的に同等と見做せる取引があり反映させる必要がある。アジア地域として、競争上の観点から、香港・シンガポール、更には他のFSB加盟国を含む日本以外の市場も当然プロジェクトに参加するべき。例として、インドネシアのMiniRepo取引は、レポと同種取引且つ地場金融機関での重要な調達手段となる。 なお、本邦や先進国では、類似取引との明確化はなされており(あるいは容易に可能であり)、追加すべき類似取引は現時点で特にはない。
Q2-3.	表2～4に記載されるデータ項目の定義およびその粒度の水準に係る提案は、国内・域内レベルでレポ市場のデータを整合的に収集し、グローバル・レベルで集計するうえで適切であるか。特に、主要通貨に関する詳細な内訳(表2)、報告主体とカウンターパーティのセクターおよびレポレートのパケットによる区分(表3)、担保の残存期間、ヘアカットおよび担保の種類(表4)は適切であるか。適切でない場合、いずれのデータ項目の定義または区分を修正すべきであるかについて、その理由と定義・区分の代替案とともに詳細に記述してください。	(Table3) ① SellBuyback/BuySellbackなど契約難形が存在しない取引については、データ収集の不統一が生まれる可能性が有る。報告が必要の場合、本邦以外の海外拠点が十分に報告可能かの確認が必要。また、ガイドライン等の策定を通じ、解釈の明確化を目指して欲しい。 ② 報告主体のセクター(FSB案)は詳細すぎる。以下の通り再度必要性や区分削減を検討願いたい。 (Table3, 4) ③ 報告主体のセクター(3.3, 4.3)およびカウンターパーティのセクター(3.6, 4.6)で例示されている区分での報告は困難。特に信託やファンドを通じて該当取引を行う場合、秘匿性の観点から投資家情報を未開示。事例ではPension Funds, MMF, REITs等になっており、他業態と比較し区分が詳細化されていることに違和感あり。例えば、Trust, Custodianなどのように、抽象化した概念を設ける等、ご検討願いたい。 (Table4) ④ Tri-Party取引、及び、適格担保の項目(担保の質)はシステム化されておらず、手対応となるため負担が大きい。初期段階として報告対象からの除外を要望。 ⑤ 契約書上も、同種・同量の債券を返還することが定められているか、個別担保の動きを捕捉する経済的な実益はない。担保の再利用による金融安定上のリスクを把握するためには、こうしたレポ・証券貸借取引の特性を踏まえ、再考すべき。 ⑥ 最終投資家の代理人としての中間業者とレポ取引をする場合、当該最終投資家の情報を得ることは不可能。仮に入手可能でも、守秘義務等の観点から、報告は困難。
Q2-4.	再利用された担保の時価総額を報告するに当たって、実務上の困難となる事項は考えられるか。そのような困難に対処するための提案はあるか。	契約書上も、同種・同量の債券を返還することが定められているか、個別担保の動きを捕捉する経済的な実益はない。担保の再利用による金融安定上のリスクを把握するためには、こうしたレポ・証券貸借取引の特性を踏まえ、再考すべき。
Q2-5.	「市場セグメント—取引」(表3)および「市場セグメント—清算」(表3と4)に規定される区分は、レポ市場に係る構造上の特徴を適切に反映しているか。他に勘案すべきレポ市場の構造上の特徴はあるか。	“market segment - trading”で記載されている仲介に関しては、約定に至るための過程のものであり、重要な項目ではないと史料。 “market segment - clearing”にある清算については、カウンターパーティの観点から重要。
Q2-6.	金融安定上の目的のためのFSBによる証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に含めるべき追加的なレポ取引に係るデータ項目はあるか。そのような追加的なデータ項目について、その定義と追加すべき根拠とともに記述してください。	(Q2-1回答と同様) 今回のデータ報告は、細かい粒度でのデータ収集により実現するものとなっているが、データ報告者の立場として導入当初は十分なデータ収集体制が整わない可能性を懸念。提供可能な範囲から試行期間・観察期間を設定し、その後に収集データの分析・検証及び追加的議論等、段階的な実施をお願いしたい。
Q2-7.	証券貸借取引の定義案は、各法域間で比較可能なデータを収集するための、また、包括的かつ意味のあるグローバル集計データを作成するための、実務上の基礎となると考えるか。	(Q2-1回答と同様)
Q2-8.	今後、証券貸借取引と経済的に同等な取引のリストが本報告の枠組みに加えられる可能性がある(詳細についてはセクション6を参照)。将来追加されるべき経済的に同等な取引として提案する取引は何か。そのような取引の定義を提供するとともに、当該取引を追加すべき根拠を説明してください。	当該取引無し
Q2-9.	証券貸借取引に関して、フローデータの表を追加することが、証券金融市場の運営に関して追加的な判断材料を提供することとなり、また、規制当局による金融安定性のモニタリングに資すると考えるか。	フローデータの収集は、データ提供者の負担が格段に大きくなる。なお、定点観測などにより市場の動きを把握することができると考えられる。例えば、証券貸借取引は、短期間取引が多いレポ取引と異なりタームが長めが多いため、実態把握としてストックデータで代替可能と史料。
Q2-10.	表5と6に記載されるデータ項目の定義およびその粒度の水準に係る提案は、国内・域内レベルで証券貸借市場のデータを整合的に収集し、グローバル・レベルで集計するうえで適切であるか。特に、主要通貨に関する詳細な内訳(表2)、報告主体とカウンターパーティのセクターおよび貸借料またはレポートレートのパケットによる区分(表5)、残存期間(表5)、担保の残存期間および種類(表6)は適切であるか。適切でない場合、いずれのデータ項目の定義または区分を修正すべきであるかについて、その理由と定義・区分の代替案とともに詳細に記述してください。	(Table5) ○5.3, 5.6 Q2-3へのコメント参照
Q2-11.	再利用された担保や再投資された現金担保の時価総額を報告するに当たって、実務上の困難となる事項は考えられるか。そのような困難に対処するための提案はあるか。	(Q2-4と同様) 契約書上も、同種・同量の債券を返還することが定められているか、個別担保の動きを捕捉する経済的な実益はない。担保の再利用や現金担保の再投資による金融安定上のリスクを把握するためには、こうしたレポ・証券貸借取引の特性を踏まえ、再考すべき。

「証券金融取引のグローバルデータ収集・集計に関する基準とプロセス」へのコメント

	質問	コメント
Q2-12.	「市場セグメント—取引」(表5)および「市場セグメント—清算」(表5と6)に規定される区分は、証券貸借市場に係る構造上の特徴を適切に反映しているか。他に勘案すべき証券貸借市場の構造上の特徴はあるか。	(Q2-5と同様) 仲介か否かは、あまり重要な項目ではないと考える。清算についてはカウンターパーティの観点から重要であると考え。
Q2-13.	金融安定上の目的のためのFSBによる証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に含めるべき追加的な証券貸借取引に係るデータ項目はあるか。そのような追加的なデータ項目について、その定義と追加すべき根拠とともに記述してください。	当該取引無し
Q2-14.	マージン・レンディングの定義案は、各法域間で比較可能なデータを収集するための、また、包括的かつ意味のあるグローバル集計データを作成するための、実務上の基礎となると考えるか。	当該取引無し
Q2-15.	今後、マージン・レンディングと経済的に同等な取引のリストが本報告の枠組みに加えられ可能性がある(詳細についてはセクション6を参照)。将来追加されるべき経済的に同等な取引として提案する取引は何か。そのような取引の定義を提供するとともに、当該取引を追加すべき根拠を説明してください。	当該取引無し
Q2-16.	表7~9に記載されるデータ項目の定義案は、国内・域内レベルでマージン・レンディングのデータを統合的に収集し、グローバル・レベルで集計するうえで適切であるか。特に、マージン・レンディング固有の要件となる表9のデータ項目を収集することが、金融安定上の目的のための情報を提供することになるか。また、要求されるデータ項目を国内・域内レベルで報告するに当たって、特に困難な事項は予測されるか。	当該取引無し
Q2-17.	主要通貨に関する詳細な内訳(表2)、顧客のセクターおよび融資レートのバケット化(表7)、担保の種類および証拠金要件のバケットによる区分(表8)ならびに資金源(表9)は適切か。適切でない場合、いずれのデータ項目の定義または区分を修正すべきであるかについて、その理由と定義・区分の代替案とともに詳細に記述してください。	当該取引無し
Q2-18.	融資残高に加えて、顧客のショートポジションに係るデータを収集することは、顧客のエクスポージャー全体を評価するため、また、金融安定上の目的の観点から、必要な計測指標であるか。このデータ項目を国内・域内レベルで報告するに当たって、実務上の困難となる事項は予測されるか。	当該取引無し
Q2-19.	金融安定上の目的のためのFSBによる証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に含めるべき追加的なマーケット・レンディングに係るデータ項目はあるか。そのような追加的なデータ項目について、その定義と追加すべき根拠とともに記述してください。	当該取引無し
Q3-1.	セクション3に記載されたデータ収集の構造は、グローバルな証券金融のデータ収集と集計のために適切であるか。その他に考慮すべき関連する問題はありますか。	(Q2-1回答と同様) 今回のデータ報告は、細かい粒度でのデータ収集により実現するものとなっているが、データ報告者の立場として導入当初は十分なデータ収集体制が整わない可能性を懸念。提供可能な範囲から試行期間・観察期間を設定し、その後に収集データの分析・検証及び追加的議論等、段階的な実施をお願いしたい。
Q3-2.	報告に係る追加的な負担を軽減し、グローバルなデータ収集の整合性を向上させるようなその他の実務的提案はあるか。	<p>■欧州のTRが検討しているように、日本においても決済集中機関等がその役割を担うことが望ましい。理由としては数多くの市場参加者個別での対応よりも、決済集中機関等による対応のほうが、市場規模の残高の把握に適しており、データの正確性、一貫性、及び即時性が十分に図られること、金融当局やFSBからの要望に、迅速且つ柔軟な対応を期待できるため。ただし、金融当局やFSBとして金融危機時のリスクの所在や震源地の把握や危機の波及経路等の把握を主な目的とするのであれば、市場参加者個別での対応が適していると考え。いずれの方法をとるにせよ、具体的な収集目的をはっきりと定めた上で、収集目的に合致した方式を選択すべきと考える。データ収集をしているものの、特段のモニタリング効果のない単なる計数集計とならないよう十分にご検討をお願いしたい。</p> <p>■FSBから各種報告の対応を要請されているが、各報告で異なるフォーマット・データ定義になる場合、民間金融機関がFSB報告のためにシステム投資、人的リソースを2重・3重に掛ける必要性が生まれる。非効率性な状況とならぬよう、FSBサイドでも要望される報告類の体系的整理を是非お願いしたい。</p>
Q3-3.	グローバル・レベルで二重計上を最小限に抑えるために提案された措置は、当該問題に対する実務的な解決策になると考えるか。	レポによる過度なレバレッジ構築を監視するためのデータ収集ならば、一般的に資金調達サイドがレバレッジ構築の需要があるサイドであることから、資金調達サイドに報告義務を課することが妥当。両サイドに報告を求めることは効率的ではない。
Q3-4.	上記以外に、グローバルな証券金融に係るデータ収集に関連すると考えられるその他の秘匿性上の問題があるか。ある場合、そのような問題を解決するための実務的な提案を提供してください。	情報の秘匿性の観点から、個別銀行名・個別銘柄名等の情報管理には十分ご留意頂きたい。
Q4-1.	上記に示した提言案は、当局による意味のあるグローバルなデータ集計を適切に支援するものであるか。その他に含めるべき重要な検討事項はあるか。	提言案は適切な支援につながる内容である。

「証券金融取引のグローバルデータ収集・集計に関する基準とプロセス」へのコメント

	質問	コメント
Q6-1.	セクション6で提示されたデータ項目の拡大の可能性について検討すべき関連する実務上の問題はありますか。	今後、収集対象が拡大される項目として挙げられた①経済上同等の取引、②担保回転率、③ヘアカットの実施状況の確認に係る項目は、いずれもレボ・証券貸借取引のトレンド及びそれに伴う金融システムへの影響をモニタリングすることが主眼。他の項目と同様に月次集計するのではなく、例えば、半期or年次の収集に留めるといった方法が適切でないか。経済的に同等の取引についても、OTCデリバにおける報告と二重で当局が報告を受ける実益は乏しく、いずれにしても定期的な市場のレビューにおいて確認されるべきではないか。
Q6-2.	FSBが金融安定上の目的で検討すべきであるとする証券金融取引に関連するその他のデータ項目はありますか。	-
Q6-3.	新たな報告の枠組みを開始する前に試験的運用を開始することに賛成するか。賛成する場合、FSBと国内・域内当局が試験的運用を準備するに当たって考慮すべき実務上の提案はありますか。	-
Q6-4.	FSBによる証券金融取引のグローバルな集計データは、どの程度の集計でどの程度の頻度で公表されるのが有用であるか。必要に応じて、レボ、証券貸借、マージン・レンディングごとに回答してください。	-